

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月10日(水) 午前10時00分から午前10時28分

2 開催場所 倉敷市笹沖180番地
くらしき健康福祉プラザ 2階 201会議室

3 出席委員 17人

会長代理 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委員

3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員 5番 田邊 洋樹 委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 9番 野口 國治 委員

11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員 13番 難波 明朗 委員

14番 平井 正敏 委員 16番 藤原 安信 委員 18番 片岡 泰助 委員

19番 石井 雄一 委員 20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員

4 欠席委員 7人

2番 香西 英雄 委員 8番 山地 康弘 委員 10番 花巻 修二 委員

15番 中西 公仁 委員 17番 矢野 秀典 委員 23番 難波 朋裕 委員

24番 氏家 寿子 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

7番 山本 義弘 委員 18番 片岡 泰助 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第6号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

議案第7号 倉敷市農業委員会委員の辞任について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長	佐々木 輝幸	事務局主幹	中村 英樹	事務局主幹	塩見 雅子
事務局主幹	日下部 啓司	事務局主幹	成田 裕次	事務局主任	小山 八穂子
事務局副主任	剣持 裕典				

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

<p>事務局 佐々木次長</p>	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから6月の総会を始めたいと思います。 本日は、花巻会長の都合が差し支えるため、議長は吉田会長職務代理にお願いいたします。 吉田代理、議事進行をよろしく申し上げます。</p>
<p>吉田会長代理 (以下「議長」)</p>	<p>ただ今から、令和2年6月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は17名です。 在任委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
<p>各委員 議長</p>	<p>【異議なしの声】</p> <p>それでは、議席番号4番 松本 一夫 委員と、議席番号5番 田邊 洋樹 委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の成田主幹と、日下部主幹を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局 小山主任</p>	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて10件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号, 1番から10番について調査票をもとに説明】</p>

まず1番について、先月保留の案件ですが、真備地区協議会で再度審議したところ、譲受人の自己所有農地の耕作状況に未だ疑義が生じているため、引き続き来月まで保留、

次に4番についてですが、玉島地区協議会で審議しましたが、申請地の一部が適切に管理されていないため、是正がなされるまで保留とのことでした。

そのほかについては、特に問題となる案件はございませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番と4番は来月まで保留、それ以外の案件については、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法 第3条の規定による許可申請について」の10件のうち、1番と4番については保留、これを除く8件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということですので、議案第1号の10件について、1番と4番は保留、残す8件は、許可と決定いたします。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
中村主幹

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に1件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました1件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可のご意見でした。

	ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありました。農地法第4条の規定による許可申請の、1件については、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第2号の、1件は許可と決定します。 続きまして、5頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 中村主幹	【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から7頁にかけて10件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】 この中でまず、2番についてですが、自己住宅の建築ということで申請があり、親から子へ使用貸借により建築するというものです。 しかし、申請地の東側に貸人の所有農地があり、雑草や雑木が生い茂っており、農地が荒れている状態です。 ハチの巣があつたり、道路からゴミが投げ込まれ、衛生上良くない、などといった苦情が近隣から寄せられたため、昨年7月頃から再三指導をしてきましたが、まだ是正には至っていません。 この件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、是正指導したにもかかわらず、いまだに農地が適正に管理されていない状態であり、申請人の信用に疑義が生じているため、今回は保留とのことでした。 その他の9件につきましては、特に問題はございませんでした。 以上により、今回申請のありました10件について、2番は保留、残りの9件は許可意見のことでした。 許可意見とされた9件について許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 また、許可意見とされました9件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の10件について、2番については保留、残す9件について許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということでございますので、議案第3号は、2番を保留、残す9件について許可と決定します。

続きまして、8頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、山本委員、片岡委員に係る案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(山本委員、片岡委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局
塩見主幹

【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】

塩見です。それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から24頁にかけて95件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が31件、使用貸借が64件です。

また、利用期間の更新は22件で、更新切れを含む新規は73件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構によるものが34件、農地所有適格法人によるものが6件、その他は個人です。

面積は、農地中間管理機構による重複分を含めて291,855㎡です。

そのうち農地中間管理機構によるものは163,636㎡です。

借り手は貸借に必要な耕作面積10aを満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、95件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤

	強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。 事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。 (入室) 退席されていた2名の委員に報告いたします。 議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。 続きまして、25頁をご覧ください。 議案第5号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 塩見主幹	【議案第5号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」の説明】 塩見でございます。それでは説明させていただきます。 25頁をご覧ください。 議案第5号の「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」でございますが、本件は、農林水産省経営局からの通知により、農業委員会は「毎年度当該年度の活動に対する点検・評価を行うものとする。」とされていることからご審議をお願いするものです。 25頁から32頁の活動の点検・評価につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのご意見でした。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長	ただ今、事務局の説明がありましたが、この件に関しまして、ご意見・ご質問等はありませんか。
各委員	【質問なし】
議 長	質問が無いようですので、議案第5号について承認することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第5号を承認と決定します。

続きまして、33頁をご覧ください。
議案第6号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
塩見主幹

【議案第6号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」の説明】

塩見でございます。それでは説明させていただきます。

33頁をご覧ください。

議案第6号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」でございますが、本件は、議案第5号と同様に農林水産省経営局からの通知により、農業委員会は「目標とその達成に向けた活動計画を作成する。」とされていることからご審議をお願いするものです。

33頁から35頁の活動計画につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのご意見でした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただ今、事務局の説明がありましたが、この件に関しまして、ご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【質問なし】

議長

質問が無いようですので、議案第6号について承認することにご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第6号を承認と決定します。

続きまして、36頁をご覧ください。

議案第7号「倉敷市農業委員会委員の辞任について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
塩見主幹

【議案第7号「倉敷市農業委員会委員の辞任について」の説明】

塩見でございます。それではご説明いたします。

議案第7号「倉敷市農業委員会委員の辞任について」でございます。

提案理由でございますが、倉敷市農業委員会委員の辞任届が提出されたため、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、農業委員会の同意を求めものです。

辞任届出者の氏名は氏家 寿子農業委員、辞任理由は一身上の都合によるものでご

ざいまして、辞任届出日は令和2年4月30日でございます。

また、令和2年5月13日付けで、農林水産課から同意する旨の通知がございました。

農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定では「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とされております。

農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決によるものとされていることから、この度、議案として上程させていただいたところでございます。

ご本人の状況でございますが、●●●され今後の農業委員会業務に支障をきたすとのことから辞任のご意向でございます。

事務局といたしましては、辞任は致し方ないと考えております。

本日ご承認いただけましたら、任命権者である市長へ同意した旨を伝え、決裁日をもって辞任となります。

後任委員の補充についてでございますが、倉敷市農業委員会の委員の選任に関する規則第10条第1項の規定に「市長は、罷免、失職、辞任等により農業委員に欠員が生じた場合は、この規則に定めるところにより、速やかに補充に努めるものとする。」とされております。

また、辞任される氏家氏は中立委員（利害関係を有しない者）であることに鑑み、補充を行う予定でございます。

各地区協議会でご審議いただきましたが、同意するとのご意見でございました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局の説明がありましたが、辞任に関しまして、同意することにご異議ございませんか。

各委員 　　【異議なしの声】

議長 　　異議なしということでございますので、議案第7号「倉敷市農業委員会委員の辞任について」同意することに決定します。

以上で審議案件は、終わりました。

ここからは、報告案件です。

報告第1号から、報告第4号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局
劔持副主任 　　【報告第1号から第4号について報告・説明】

劔持です。

説明いたします。

37頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、37頁から41頁にかけて17件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に42頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分¹の報告について」でございますが、42頁から43頁にかけて8件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に44頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分¹の報告について」でございますが、44頁から51頁にかけて33件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に52頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知²について」でございますが52頁に4件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご了承をお願いします。

議長

事務局から報告がありましたが、
ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号についてはすべて確認、了承いただきました。

ありがとうございました。

以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

事務局
佐々木次長

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。

.....

(次回総会の日程案内) 以上です。

議長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は7月8日(水)です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。
それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時28分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和2年6月10日

倉敷市農業委員会

会長職務代理

署名委員

署名委員